

加茂市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年9月17日

加茂市監査委員 浅野 一 明

第1 請求の受付

1 請求人

(住 所) (氏 名)

2 請求書の提出日

令和元年7月17日

3 請求内容

請求の要旨(原文のまま)

加茂市総務課長は区会が行っている、市広報紙の配布に関する事、各種募金の取りまとめに関する事等の一連の事務は加茂市と区会との行政事務委託契約書に基づき行政連絡事務、調査事務、一般行政協力事務に該当し区会にお願いしている事項です、その事務費として行政事務委託料を区会にお支払いしていますと文書で説明しています。

加茂市には加茂市嘱託員(区長)設置規則が有り各区域から推薦された者に加茂市嘱託員(区長)を委嘱しています。その加茂市嘱託員(区長)の職務は区会へ委託した事務と全くと言っていい程、同じです。

加茂市は行政事務委託契約書に基づき事務を区会に委託したならば、それと全く同じ事務を加茂市嘱託員(区長)に委嘱する必要も報酬を支払う必要も無いはずで、現に加茂市嘱託員(区長)は委嘱された事務を行っていない事は上記の青柳課長の説明でも明らかです。それでいて加茂市嘱託員(区長)は委嘱された事務を全うしているとして報酬を支払っていたのは加茂市に損害を与える事を認識した行為で有り不当です。その為に加茂市が被った被害額は年額にして10,000,000円以上になります。

6月1日現在

世帯数 $10,236 \times 960$ 円 = 9,826,560 円 + (1区あたり 80,800 円 × 区の数)

このまま放っておくと、加茂市は毎年、多額の被害を被ることに成ります早急に是正処置と加茂市が被った損害賠償請求をお願い致します。

請求の要旨に添付された事実を証する書面

- ・平成31年2月19日付請求人あて加茂市総務課長回答文書(1枚)
- ・平成31年4月18日付請求人あて加茂市総務課長回答文書(1枚)
- ・平成30年4月16日付区長あて加茂市総務課長事務連絡「区長の職務等に関する参考資料の送付について」(添付文書含め合計7枚)

添付文書

「区長の役割・職務等について」(2枚)

「区長の報酬等について」(1枚)

「加茂市嘱託員(区長)設置規則」(1枚)

「加茂市行政事務委託要綱」(1枚)

「行政事務委託契約書」(1枚)

4 請求の受理

本件請求については、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する所定の要件を具備していると認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

加茂市嘱託員(区長)(以下「区長」という。)に対する報酬の支払いを監査対象事項とした。

なお、法第242条第2項により、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないから、本件請求書の提出日から過去1年間に区長に支給した報酬について監査対象とした。

2 監査対象課

総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

令和元年8月13日に請求人から新たな証拠として次の書類が提出された。

- ・平成31年4月26日付請求人あて加茂市総務課長回答文書(1枚)
- ・送信日時2019年7月8日13:35の請求人あて加茂市総務課長電子メール文書(1枚)

令和元年8月20日に請求人から陳述を聴取した。令和元年8月23日に請求人から請求人陳述の補足説明として令和元年8月22日付文書が提出された。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・区長は市から委嘱された広報紙の配布や各種募金の取りまとめなどの仕事を自分ではしないで、組長がやっている。これは、自らが組長を務めた経験と他の区の人から聞いた限りにおいて全て同様であったことから明らかである。
- ・このことは、ある特定の区長のことではなく、加茂市全域の区長のことである。
- ・市は総務課長とその任命責任者である市長に対して損害賠償を請求するべきである。
- ・報酬の支払いは、不当であるが、法律違反とまでは言わない。

4 関係職員の陳述

令和元年8月26日に総務課長及び関係職員から陳述を聴取した。その要旨は次のとおりである。

- ・職員がその支出負担行為に対して損害賠償責任を負うのは、法第243条の2第1

項により故意又は重過失により法令の規定に違反して当該行為を行ったこと又は怠ったことにより地方公共団体に損害を与えたときとされているところ、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定された嘱託員を加茂市嘱託員（区長）設置規則（昭和 51 年規則第 4 号。以下「規則」という。）により設置し、新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 33 年条例第 2 号。以下「報酬条例」という。）及び新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和 33 年訓令第 7 号。以下「報酬規程」という。）により報酬を支払っているもので、法令違反はない。

- ・ 行政事務委託料と区長報酬は趣旨が異なる。
- ・ 区長の職務は、市と町内会である区とのパイプ役で、市から区に仕事の依頼がある場合には、基本的に区長を通すことになり、区から市に連絡ごとがある場合には区長を通じて市に来ることになっている。文書配布で言えば、市が区長に届けた文書の受領、部数確認などの管理、その文書をだれが配るかというようなやり繰り、こういうことを総括的、包括的に行うのが区長の職務で、それ以外の具体的に発生する事務が区への委託業務である。区長に全部完結して配ってもらう意味ではなく、総括的に責任を持ってもらえばよいのである。その他の業務も同様である。
- ・ 民生委員児童委員の推薦に関しては、複数区から 1 人推薦の場合があり、そういうときは区長同士で相談の結果、推薦してもらうことになる。
- ・ 災害時の被害の確認も区長を通じて行う。
- ・ 令和 2 年 4 月から地方公務員法改正により区長を非常勤特別職に任用することができなくなるため、区長への嘱託員報酬を行政事務委託料に一本化することを検討している。
- ・ 職を全うしていない区長はいないと考えている。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 区長の設置

加茂市は、規則第 2 条に基づき、市内 85 区に 1 人ずつ区長を置いている。区長は、同第 3 条により、区から推薦された者を市長が委嘱することとなっている。

(2) 区長の身分

区長は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の非常勤の嘱託員であり、特別職の地方公務員である。

(3) 区長の職務

区長の職務は、規則第 6 条によれば、市長及び市の機関が委嘱する事務を処理し、市政の円滑な運営を図ることである。

この具体例として、区長あて総務課長事務連絡文書「区長の職務等に関する参考資料の送付について」で送付の「区長の役割・職務等について」には、次のように挙げられている。

- ・市広報紙の配布に関すること
- ・各世帯周知事項に関する文書の配布、回覧に関すること
- ・各種募金の取りまとめに関すること
- ・市と区民の連絡調整に関すること
- ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ、会員証の配布に関すること
- ・健康診査等意向調査票の配布、取りまとめに関すること
- ・民生委員、児童委員の推薦に関すること

監査対象とした報酬に係る平成30年7月から令和元年6月までの間に市が区長に文書で依頼した業務件数とその実施状況は、次のとおりである。

広報紙等文書の配布業務が、市内全域対象のものとして、「広報かも」が17件、「広報かもお知らせ版」が23件、「県民だより」が3件、「市議会だより」が5件、その他の文書が33件あった。地区や学区など地区を限定して対象としたものが、一つの区に1回を1件と数えて、延べ87件あった。地区限定の延べ業務件数を全区長数85で除して区長一人当たり平均件数を計算すると、1.02件である。従って、文書配布業務の依頼件数は区長一人当たり平均82.02件であった。文書回覧業務は、市内全域対象のものが12件、地区を限定しての回覧業務が、一つの区に1回を1件と数えて、延べ2,673件あった。これは、区長一人当たり平均31.45件である。従って文書回覧業務の依頼件数は区長一人当たり平均43.45件である。文書配布、回覧の実施状況については、配布・回覧日が、通例1月は15日の1回、その他の月は毎月1日、15日の2回と定められてから相当長期間経っていることから、市民の間に周知されていると推察されるところ、配布・回覧物が届かないという苦情はこれまでない。

越後加茂川夏祭り市民協賛金募集の依頼に対し、全ての区長から8,334世帯分2,580,048円の協賛金が納入された。

交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめに関する業務は、全ての区長に依頼し、全ての区長を通じて合計16,436人分の申し込みがあり、8,218,000円の会費が納入され、加入世帯に会員証が配られた。

健康診査等意向調査票の配布、取りまとめに関する業務は、同様に全ての区長により8,803通の調査票が回収、提出された。

除雪対策会議及び区長会議が1回開催され、85人中77人が出席した。

除雪対策連絡所の設置に依頼に対し、全区において177か所設置した。

その他諸事項の連絡が市から延べ561件、区長一人当たり6.6件なされた。

(4) 世帯数

区長から報告のあった平成 31 年 4 月 1 日現在の区の世帯数の合計は 9,700 である。最も多い区では 333 世帯、最も少ない区では 13 世帯、1 区当たりの平均は 114 世帯である。

(5) 報酬の支払い

法第 203 条の 2 は、第 1 項で、普通地方公共団体は、非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならないとし、第 2 項で、前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給するが、条例で特別の定めをした場合は、この限りでないとしている。

加茂市において、区長に対する報酬額は、報酬条例第 2 条及び別表の区分中「前記以外の非常勤職員」の報酬の額の規定を受けて定められた報酬規程の第 2 条及び別表の区分中「嘱託員(区長)」の報酬の額の定めに基づき、平均割の 80,800 円と世帯割の 960 円に 4 月 1 日現在の各区の世帯数を乗じて得た額の合算額で、年額である。

また、報酬条例第 3 条により、年額をもって定める報酬は、必要に応じてこれを分割して支給することができる。

区長に対する報酬は、報酬規程に従って算出し、報酬条例によりこれを年 4 回に分割して 6 月、9 月、12 月、3 月に支払っている。

令和元年 7 月 17 日から過去 1 年間に行われた区長報酬の支払いは次のとおりである。

区 分	支払日	人 数	支払総額
H30. 7～ 9 月分	H30. 9.21	85 人	4,040,440 円
H30.10～12 月分	H30.12.21	85 人	4,040,440 円
H31. 1～ 3 月分	H31. 3.20	85 人	4,040,440 円
H31. 4 月～R 元. 6 月分	R 元. 6.21	85 人	4,045,000 円
合 計			16,166,320 円

(6) 区に対する行政事務委託

市は加茂市行政事務委託要綱に基づき、区と行政事務委託契約を締結しており、その委託業務は、行政連絡事務、調査事務、一般行政協力事務とされている。

委託業務の具体例として、平成 31 年 2 月 19 日付請求人あて加茂市総務課長回答文書及び平成 31 年 4 月 18 日付請求人あて加茂市総務課長回答文書によれば、次のものがあげられる。

- ・市広報紙の配布
- ・各種募金の取りまとめ
- ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ、会員証の配布
- ・健康診査等意向調査票の配布、取りまとめ

(7) 区に対する行政事務委託料の支払い

令和元年7月17日から過去1年間に行われた行政事務委託料の支払いは次の1回である。

区 分	支払日	対 象	支払総額
令和元年度分	H31. 4.25	85 区	2,231,000 円

(8) 組長

市内すべての区に平成31年4月1日現在全部で1,025人の組長を置いている。

2 監査委員の判断

請求人は、市が区長に委嘱した事務と区に委託した行政事務が全くと言っていい程同じで、市広報紙の配布や各種募金の取りまとめ等の事務を組長が行っていて、区長は委嘱された事務を全うしていない旨主張するから、まず、区長の職務について検討する。

区長の職務は、「第3 1 (3) 区長の職務」において述べたように、規則第6条により、市長及び市の機関が委嘱する事務を処理し、市政の円滑な運営を図ることであり、具体例として次のように説明されている。

- ・市広報紙の配布に関する事
- ・各世帯周知事項に関する文書の配布、回覧に関する事
- ・各種募金の取りまとめに関する事
- ・市と区民の連絡調整に関する事
- ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ、会員証の配布に関する事
- ・健康診査等意向調査票の配布、取りまとめに関する事
- ・民生委員、児童委員の推薦に関する事

一方、総務課長は、請求人あて回答文書において次の事項を区の行政事務委託業務に該当するものとして説明した。

- ・市広報紙の配布
- ・各種募金の取りまとめ
- ・交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ、会員証の配布
- ・健康診査等意向調査票の配布、取りまとめ

この区長の職務の説明に「関すること」とあることや、関係職員の陳述において聴取したことなどを勘案すると、区長の職務は、例えば、「市広報紙の配布」にあっては、市の広報紙が各世帯に配布されるよう区内で配布の仕組みを決め、その仕組みを円滑に運営することであって、直接区長が各世帯に配布物を持って行くべきことまでをいうものではないと解される。一方、区へ委託された業務は、各区で決められた仕組みにより広報紙を各世帯に届けることであると解される。各区の世帯数の状況を見ても、平均世帯数は114件であり、最大で333件、最小13件である。この状況の下で、全ての区長が区内全世帯に直接配布物を届けることは、区長にとって過重な

職務となること、配布に時間がかかることなどが容易に予想され、合理的な手段とは言えないと思料される。このことからしても区長の職務と区へ委託された業務について前述のように解することが相当である。以上のことは、「各世帯周知事項に関する文書の配布、回覧」や「交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめ、会員証の配布」等にあっても同様である。

従って、区長への委嘱事務と区への行政委託事務が同じとは言えない。

次に区長の職務遂行状況について検討する。

監査対象とした報酬に係る平成30年7月から令和元年6月までの間に市が区長に文書で依頼した業務の状況を見る。

広報紙等文書の配布業務は、区長一人当たり平均82.02件、文書回覧業務は、区長一人当たり平均43.45件である。配布、回覧状況の確認調査などは行っていないものの、文書配布、回覧の日が通例1月は15日、その他の月は1日、15日の2回と市民の間に周知されていると推察される状況の中で、届かないという苦情はこれまでないことから、市内全域にわたって配布、回覧がなされたものと推認される。

越後加茂川夏祭り市民協賛金募集の依頼に対し、全ての区長から8,334世帯分2,580,048円の協賛金が納入された。

交通災害共済加入申込書の配布、取りまとめに関する業務は、全ての区長に依頼し、全ての区長を通じて合計16,436人分の申込みと8,218,000円の会費納入があり、加入世帯に会員証が配られた。

健康診査等意向調査票の配布、取りまとめに関する業務は、同様に全ての区長により8,803通の調査票が回収、提出された。

除雪対策会議及び区長会議が1回開催され、85人中77人が出席した。

除雪対策連絡所の設置の依頼に対し、全区において177か所設置した。

以上のような実績は、区長が委嘱された職務を行った結果であると認められる。

従って、区長が職務を行っていないという事実は認められず、請求人の主張のように市広報紙の配布や各種募金の取りまとめ等の事務を組長が行っていたとしても、そのことをもって区長が職務を全うしていないとは言えない。

次に、区長に対する報酬の支払いについてみると、これは報酬条例及び報酬規定に基づいてなされたものであり、適法である。

3 結論

以上のことから、本件請求には理由がなく、措置の必要を認めない。